

耐震改修促進税制

〈所得税〉(投資型) 〈固定資産税〉

所得税から最大25万円控除、固定資産税が半額

概 要

既に暮らしている住宅の耐震リフォームを行った場合、所得税額の控除と固定資産税の減額を受けることができます。

1981年5月31日以前の耐震基準で建てられた住宅を、現行の耐震基準に適合させるリフォームをした場合を対象として、所得税額が最大25万円控除されます。

所得税

これだけ
お得です!!

所得税額の特別控除

標準的な工事費用相当額から補助金などの金額を引いた額(上限25万円)を対象に、控除率10%、最大25万円が、リフォームが完了した年分のみ、所得税から控除されます。

また、住宅ローン減税制度との併用が可能です。

工事対象金額	250万円
控除率	10%
限度額	25万円

※標準的な工事費用相当額

国土交通省の告示によって改修部位の単位ごとに定められた金額に、改修部分の面積等が掛け算された金額です。

固定資産税

これだけ
お得です!!

固定資産税の減額

住宅の120㎡に相当する部分の固定資産税が、翌年分1年間、1/2減額されます。特に重要な避難路として自治体が指定する道路の沿道にある住宅では2年間1/2減額されます。長期優良住宅(増改築)の認定を受けた場合、1年間2/3減額されます。

通常	1年間 1/2減額
避難路沿道の住宅	2年間 1/2減額
長期優良住宅	1年間 2/3減額

◇たとえば

120㎡の住宅で建物評価額が750万円の場合……
750万円×標準税率1.4% = 105,000円
これに軽減率1/2をかけると……

52,500円お得になります!!

このような方が利用できます

所得税額の特別控除

- 賃貸ではない、所有する住宅のリフォームを行う方。
- 1981年5月31日以前に建てられた住宅のリフォームを行う方。
- 現行の耐震基準に適合させるための耐震リフォームを行う方。
- 住宅耐震改修証明書などの必要書類を添付して確定申告を行う方。

2021年12月末までの制度です

所得税額の特別控除は、2021年12月31日までの制度です。

このような方が利用できます

固定資産税の減額

- 1982年1月1日以前に存在する住宅の耐震リフォームを行う方。
- 耐震リフォームの工事費用が50万円を超えている方。
- 工事完了後3ヶ月以内に、市区町村に証明書などの必要書類を添付して申告している方。

2017年度末までの制度です

固定資産税の減額は、2018年3月31日までの制度です。

制度の
詳細

国土交通省

http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk2_000025.html

